

大井川港振興会会則

制定 平成15年2月5日

(名 称)

第1条 本会は、大井川港振興会（以下「振興会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 振興会は、大井川港の臨港区域（以下「区域」という。）周辺における災害の発生及び被害の拡大を防止するため、他の機関と連携し、総合防災対策を推進するとともに、大井川港の振興・発展のため、相互の親睦協調を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 振興会は、前条の目的を達成するため次の事業を促進する。

- (1) 防災に関する連絡体制の確立及び情報の交換
- (2) 防災資機材の整備
- (3) 自衛消防組織の整備
- (4) 相互応援協定の締結
- (5) 防災に関する各種訓練の実施
- (6) 研究会等の開催及び調査研究
- (7) 大井川港のPR及び振興の推進
- (8) その他、振興会の目的に必要な事業

(構 成)

第4条 振興会は、事業推進に重要な関係を有する行政機関、公共機関及び事業目的に賛同する法人、事業所並びに住民の代表をもって構成する。

(役 員)

第5条 振興会に次の役員を置く。

会 長 1名 委 員 15名以内
副会長 2名 監 事 2名

- 2 役員の内任期は、2年目の総会終了までとする。
- 3 途中就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(選任の方法)

第6条 会長、副会長、委員、監事は会員の互選により選出する。

(議長の選任)

第7条 会長は振興会を代表し会議の議長となり、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、あらかじめ定められた順位にしたがいその職務を代理する。
- 3 監事は振興会の会計を監査する。

(会議)

第8条 振興会の会議は、総会及び委員会とし会長が招集する。

- 2 総会は、毎年度初めに開催し、事業計画、収支予算の議決及び事業報告、収支決算の承認を行う。
- 3 委員会は、必要に応じて招集し、振興会の運営にあたる。

(事務局)

第9条 本会の庶務、会計を処理するため大井川港管理事務所に事務局を置く。

(事務局会)

第10条 振興会に事務局会を置く。

2 事務局員は会長が選出し、振興会の運営の細部を処理する。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第12条 振興会の運営に必要な経費は、会費、補助金、寄付金、その他をもってあてる。

2 会費の徴収方法は別に定めるものとする。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、振興会に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年6月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

大井川港振興会会費徴収規定

制定 平成15年2月5日

- 1 大井川港振興会会則第12条第2項の徴収方法はこの規定による。
- 2 会費の年額は次のとおりとする。

会 員	会 員 の 区 分 理 由	会 費 年 額
A 会 員	大井川港臨港地区内で業を行おうとする法人又は事業所	35,000円
B 会 員	焼津市内で業を行い大井川港臨港地区以外の法人又は事業所 ただし、焼津市を除く	15,000円
C 会 員	焼津市外で大井川港の防災振興に協賛する法人又は事業所	5,000円

- 3 年度途中で加入した者の会費は、6ヶ月経過している場合は1/2とする。
- 4 会費は会長の発行する納入通知書により事務局へ納入する。

附 則

- 1 統合に伴う会費の増額分は、3年の間（平成15年度から平成17年度まで）任意納入とする。

附 則

この規定は、平成21年6月8日から施行し、同年4月1日から適用する。